

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。

(令和5年4月現在)

支給対象者	障害児福祉手当 月額 15,220円	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 ①施設に入所(通所を除く)している場合。 ②政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当 月額 27,980円	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 ①施設に入所(通所を除く)している場合。 ②病院又は診療所に3か月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3か月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、恩納村役場福祉課の窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは福祉課又は中部福祉事務所地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点は福祉課窓口又は、中部福祉事務所までお問い合わせください。	

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

恩納村加齢性難聴者補聴器購入費の助成

聴力の低下により補聴器が必要と認められる方に、補聴器の購入費の一部を助成します。

助成対象 (以下のすべての要件を満たす方)

- ①恩納村に住所を有し、実際に居住しており住民税非課税世帯で申請時に満65歳以上の方
 - ②耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができる方
- ※他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方は対象外です。

助成額

補聴器本体1台分の購入費として、1人2万5千円を上限とします。
※助成は、1人1回限りです。購入後の修理等は対象になりません。
※助成の決定前に購入した補聴器は対象となりません。

申請期間

4月3日(月)～6月30日(金)

※予算の範囲の助成となりますので、上限に達した場合は申請期間中に締め切ることがあります。予算を超えた場合は、ニーズに応じて予算確保後に再度実施します。

その他

- ・助成の対象となる等条件がありますので、購入前に必ずご相談ください。
- ・村の助成決定を受ける前に購入した補聴器は助成対象外です。
- ・助成金の請求は、原則助成決定日から3か月以内に行ってください。期限を過ぎると請求できません。

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207